

別紙 1

行政手続法が適用される（法令に根拠がある）審査基準（申請に対する処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備 考
301	中小企業等協同組合設立の認可	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）	第27条の2第1項	×ア	22日	まちづくり推進課商工雇用推進係	
302	中小企業等協同組合の臨時総会の招集の承認	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）	第48条	×ア	20日	まちづくり推進課商工雇用推進係	
303	中小企業等協同組合の定款変更の認可	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）	第51条第2項	×ア	22日	まちづくり推進課商工雇用推進係	
304	中小企業等協同組合の合併の認可	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）	第66条第1項	×ア	22日	まちづくり推進課商工雇用推進係	

※「審査基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

- ①「○」 審査基準を設定している。
- ②「×」 審査基準を設定していない
 - ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの
 - イ：申請等の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
 - ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの